

届出について

(1) 給食施設の届出

健康増進法第20条第1項の規定により、特定給食施設を設置した者は、事業開始の日から1か月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければなりません。
また、届出の内容に変更が生じた場合や給食施設を休止又は廃止した場合も同様です。

事項	提出書類
給食を開始する場合 食数が特定給食施設の基準に達した場合	特定給食施設開始届出書
届出の事項に変更が生じた場合 (設置者の住所・氏名、給食施設の名称、所在地（住居表示の変更を含む）、給食施設の種類、1日の予定給食数及び各食の予定給食数、管理栄養士・栄養士の員数)	特定給食施設 届出事項変更届出書
給食を休止又は廃止する場合 食数が特定給食施設の基準を満たさなくなった場合	特定給食施設 休止（廃止）届出書

★ 給食業務を委託している場合でも、これらの届出書は施設の設置者に提出していただくものです。

- ・給食業務を委託している場合でも、栄養管理の責任は施設側にあります。
- ・施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には給食施設となります。
- ・同一敷地内に施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の給食施設とします。

(2) 施設の種別による分類

施設種別	主な施設
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学校給食センター、幼稚園型認定こども園
病院	病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）
児童福祉施設	乳児院、保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設
社会福祉施設	救護施設、更生施設、女性自立支援施設、障害者支援施設
事業所	事業所
寄宿舎	学生寮、事業所寮
矯正施設	刑務所、少年院
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって、上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	上記「学校」から「一般給食センター」までに該当しない施設 (有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 等)

届出書 記入要領

様式は寝屋川市ホームページからダウンロードしてください。届出書は寝屋川市保健所に提出してください。自施設が特定給食施設またはその他の給食施設に該当するかは、「給食施設における栄養管理指針」P.1を参照してください。

- ★ 押印は不要です。
- ★ 施設にて控えを保管してください。

(1) 特定給食施設

特定給食施設開始届出書

届出者 住所・氏名・電話番号	設置者の住所（法人の場合は主たる事務所の名称と所在地）、氏名（法人の場合は代表者の職名、氏名）、電話番号を記入する。 ※ 公的な施設の設置者は、知事又は市長等とし、住所は役所（本庁）所在地とする。
給食施設の名称	施設名（正式な名称）を記入する。
給食施設の所在地	所在地を記入する。
給食施設の種類	学校・病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・児童福祉施設・社会福祉施設・事業所・寄宿舎・矯正施設・自衛隊・一般給食センター・その他の該当種別を記入する。
給食の開始 （開始予定）日	給食を開始した（する）年月日を記入する。
1日の予定給食数 及び各食の予定給食数	・3食提供施設は届出時の平均的な朝・昼・夕食ごとの食数を記入する。1食提供施設は届出時の平均的な食数を記入する。 ・その他の欄には、夜食等を記入する。（間食は含まない。）
管理栄養士の員数	届出時の管理栄養士の員数を記入する。（委託を含む常勤者数）
栄養士の員数	届出時の栄養士の員数を記入する。（委託を含む常勤者数）

特定給食施設届出事項変更届出書

変更年月日	届出事項に変更が生じた年月日を記入する。
変更項目	届出事項に変更が生じた項目を記入する。
変更内容（変更前）	変更が生じた項目について、変更前の内容を記入する。
変更内容（変更後）	変更が生じた項目について、変更後の内容を記入する。

特定給食施設休止（廃止）届出書

給食の廃止年月日	給食を廃止した年月日を記入する。
給食の休止予定期間	給食を休止する予定の期間を記入する。
休止（廃止）の理由	給食休止（廃止）の理由を記入する。

(2) その他の給食施設

寝屋川市では、寝屋川市特定給食施設等指導要綱に基づき、「その他の給食施設」においても、特定給食施設と同様の事項について届出の協力をお願いしています。その他の給食施設用の様式を使用してください。